

総合戦略特別委員会の継続設置及び委員選任について

- 1 規約第 29 条第 2 項に基づき、総合戦略特別委員会を継続設置することとする。(設置期間 令和 7 年 9 月 3 日から 2 年)
- 2 規約第 29 条第 3 項に基づき、総合戦略特別委員会への参加希望を申し出た者を当該特別委員会の委員として選任することとする。
(任期 令和 7 年 9 月 3 日から 2 年)

令和 7 年 7 月 22 日提出

全国知事会

会長 村 井 嘉 浩